

災害に強い電子自治体に関する研究会

運営要綱

第 1 趣旨

東日本大震災のような大災害や大規模なサイバー攻撃が発生した場合、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供が行われることが重要である。

このため、東日本大震災発生時等の教訓を踏まえ、業務継続及びサービス提供の観点から、地域における災害発生時の I C T の利活用に関する検討を行うこととする。

第 2 名称

本研究会の名称は、「災害に強い電子自治体に関する研究会」とする。

第 3 主な検討事項

- 1 災害発生時における I C T の利活用のあり方
- 2 I C T 部門の業務継続計画
- 3 I C T 部門の情報セキュリティ対策のあり方

第 4 構成及び運営

- 1 本研究会の構成員は、別に定める。
- 2 本研究会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、あらかじめ座長代理を指名するものとする。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって会務を主宰する。
- 6 座長は、本研究会の検討を促進するため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することができるとし、WG を主宰する主査を指名することができる。
- 7 その他、本研究会及びWG の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第 5 その他

本研究会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室が行う。